

徳島県規則第五十二号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三徳島県職業能力開発校の長の項第三号中「徳島県立中央テクノスクールの長に限る」を「徳島県立南部テクノスクールの長を除く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。